

随意契約の公表（令和2年7月）

別紙様式2－1（第40条の5）

契約工事、物品等又は 役務の名称及び数量	契約事務権限者 役職・氏名	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	随意契約によること とした会計規程等の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備 考
								再就職者 の人数	現在の 職名	独法での 最終職名	取引高	取引割合	
令和2年度自動車アセスメント試験用車両の購入（トヨタ 3台）	理事長 濱 隆司	令和2年7月1日	東京都江東区扇橋2-15-7 トヨタモビリティ東京株式会社 江東店	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（特命）	4,275,000	4,275,000	100.0	—	—	—	—	—	

- （注1）「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。
- （注2）「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。
- （注3）単価契約である場合は、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- （注4）他の契約の予定価格を類推されるおそれがあると認められる場合は予定価格を非公表としている。
- （注5）試験車両の購入を随意契約によることとした理由
自動車アセスメントの試験車両は、販売実績が多い人気車種が選定される。仮に一般競争入札を行った場合、選定車種が公表されることになり、その情報を見たユーザーが当該車種の購入を控え、自動車制作者又はディーラーに不利益をあたえる恐れがあるため、選定車種は秘匿にする必要がある。そのため、自動車制作者に試験車両を確保してもらい、自動車制作者が指定するディーラーとの随意契約にて購入せざるを得ない。